

高槻市告示第 275 号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の訂正について

令和 6 年 12 月 10 日付け高槻市告示第 5 4 3 号により告示した土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により指定した下記の土地の区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）の一部に過誤があったため、次の通り訂正する。

令和 7 年 6 月 2 日

高槻市長 濱田 剛史

訂 正 内 容	
訂 正 前	1 形質変更時要届出区域として指定する区域の所在地 高槻市芝生町一丁目 91 番 1 の一部（別図 1 のとおり）
訂 正 後	1 形質変更時要届出区域として指定する区域の所在地 高槻市芝生町一丁目 91 番 1 の一部（別図 2 のとおり）

形質變更時要屈出区域



